

# 入札説明書

訓練受講希望者等に対する  
ジョブ・カード作成支援推進事業

福島労働局

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の委託業務一式に係る入札公告（平成30年1月26日付）に基づく入札等については、他の法令等で定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の委託業務一式

### (2) 調達件名の仕様書等

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」仕様書(別添1)及び「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」委託要綱(別添2)による。

### (3) 契約期間 契約締結日から平成31年3月29日まで

### (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所

### (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は入札書のほか、総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類(以下「提案書類」という。)を提出する。

ア 総合評価方法については、別紙8「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業における評価項目及び評価基準について」に基づくものとする。

イ 入札者は、仕様書及び委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。このため、入札者は調達件名の本体価格のほか、業務履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

エ 一般競争入札(総合評価落札方式)であるが、予算決算及び会計令第85条に基づく最低入札価格調査基準額(以下「基準額」という。)を設ける。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有している者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 提案書類提出時点において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書提出時までに是正を完了しているものを除く。）
- ② 労働保険・厚生年金・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（提案書提出時において、直近 2 年間の当該各保険料の未納がないこと。）。
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- ⑤ 提案書提出時から過去 3 年間において、上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。具体的には、法令等違反により送検された者ではないこと。

- ⑥ 提出書類に虚偽の事実を記載した者ではないこと。
  - ⑦ 経営の状態又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
  - ⑧ 技術審査委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者が属する事業者でないこと。
- (6) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がない団体であること。また、次に掲げる資本関係にある団体が、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がないこと。
- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
  - ② 親会社等（アからウまでに該当する者）
    - ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
    - イ 参加者（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
    - ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 提案書類の提出等

- (1) 提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

① 問い合わせ受付先

〒960-8021 福島県福島市霞町 1 番 4 6 号 福島合同庁舎 4 階  
福島労働局職業安定部 訓練室  
担当：鈴木

電話：024-536-7733

FAX：024-536-4200

② 問い合わせ受付期間

平成 30 年 1 月 26 日（金）～平成 30 年 2 月 19 日（月）

（土日祝を除く 10 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分）

③ 問い合わせ受付方法

FAX（A4, 様式自由）にて受け付ける。

④ 問い合わせ回答

平成30年2月19日（月）までに質問者に対してFAX等で行う。

(2) 提案書類の提出書類、提出期限等

① 提出書類

- |                                      |               |
|--------------------------------------|---------------|
| ア 入札書（別紙1）                           | 1部            |
| イ 委任状（別紙3）・・紙入札の場合                   | 1部            |
| ウ 競争参加資格確認証明書類                       |               |
| ・ 別紙5の1に記載されている提出書類 各1部              |               |
| ・ 入札参加登録票（別紙4）                       | 1部            |
| ・ 電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙10）         | 1部            |
| エ 提案書類                               |               |
| ・ 企画提案申請書（別紙2）                       | 8部（原本1部、写し7部） |
| ・ 提案書（※別紙9に留意すること）                   | 8部（原本1部、写し7部） |
| ・ 添付書類（提案者の概要が分かる資料、提案書の記載内容に係る参考資料） | 8部（原本1部、写し7部） |

※1 写し7部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

※2 ア「入札書」、イ「委任状」及びウ「競争参加資格確認証明書類」については、4(1)に、エ「提案書類」については上記3(1)①に提出すること。

② 提出期限

平成30年2月26日（月）17時00分

③ 提出方法

直接提出（持参）とする。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、ア「入札書」及びウ「競争参加資格確認証明書類」については、電子調達システムにより提出する。

また、郵送（書留郵便に限る。電報、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。）も可とするが、上記(1)の問い合わせ受付先あてに提案書類の提出期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかつたものとみなす。なお、郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

④ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、土日祝を除く10時00分～12時00分、13時00分～17時00分

- イ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ウ 提出された提案書等は、提出者に無断で使用しない。
- エ 提案書の提出に当たり一件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。
- オ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- カ 参加資格を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。
- キ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反したこととなったときは、当該者の提案書等を無効とする。
- ク 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒960-8021 福島県福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5階  
福島労働局総務部総務課 会計第一係  
担当：佐藤  
電話：024-536-0077

- (2) 入札書の提出期限  
平成30年2月26日（月）17時00分

- (3) 入札書の提出方法

本入札案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙により上記(1)へ提出するものとする。紙により提出する場合は、別添3「封書記載例」参照のうえ、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）・宛名（支出負担行為担当官 福島労働局総務部長殿と記載。）及び「平成30年3月9日開札[訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業]の入札書在中」と記入し提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

また、郵送（書留郵便に限る。電報、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。）も可とするが、上記(1)あてに提案書類の提出期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。なお、郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかつた時は、当該入札書は無効とする。

ウ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

エ 提出書類に含まれる誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつたときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めことがある。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならぬ。

なお、電子入札においては、複代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙による入札を行う場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに別紙3「委任状」を提出しなければならぬ。

なお、代理人が複代理人を選定する場合には、(1)まで連絡すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 5 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成30年3月9日（金）10時00分

場所 場所 電子調達システム及び福島合同庁舎4階 特別会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、原則として開札時刻には端末の前で待機して

おくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ア 開札は、上記(1)の日時及び場所にて結果公表を行う。
- イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係の職員を立ち会わせて行う。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- エ 入札者又はその代理人は開札場所に入場しようとするときは、入札關係職員の求めに応じ、身分証又は委任状を提示又は提出しなければならない。
- オ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場するができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者は、上記2の競争参加資格を有することを証明する書類について、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適

当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

平成30年度予算の編成状況によっては、仕様の内容等について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議すること。

◎様式等

別紙 1 入札書

別紙 2 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業  
総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書

別紙 3 委任状

別紙 4 入札参加登録票

別紙 5 競争参加資格確認関係書類

(参考様式) 障害者の雇用状況に関する報告書

別紙 6 競争参加資格に関する誓約書

別紙 7 暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙 8 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業における評価項目及び評価基準

別紙 9 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書作成上の留意点

別紙 10 電子入札案件の紙入札方式での参加について

別添 1 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業仕様書

別添 2 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託要綱

別添 3 封書記載例

## 入札書

¥

件名：訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成  
支援推進事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所	所 号	印
商 号		
代 表 者		印
(代 理 人)		印 )

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長 殿

別紙2

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業  
総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福島労働局総務部長 殿

商号又は名称  
代表者職氏名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	職員数	人

別紙3

## 委任状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記事項の  
入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

(委任事項)

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代表者 印

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長 殿

別紙4

入札参加登録票

資格審査登録番号	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄でもよい。

## 競争参加資格確認関係書類

### 1 提出書類

- (1) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (2) 以下の直近 2 年間の保険料の領収書の写し（①②ともに必須。ただし②についてはいずれか。）
  - ① 労働保険
  - ② 厚生年金・全国健康保険管掌健康保険・船員保険又は国民年金
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく平成 29 年の障害者雇用状況報告（6-1 報告）の写し。また、平成 29 年の障害者雇用状況報告において、法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）を提出すること。  
なお、報告対象となっていない事業者にあっては、労働者の数が分かる書類（参考様式）。
- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく平成 29 年の高年齢者雇用状況報告（6-1 報告）の写し。また、平成 29 年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写しを提出すること。  
なお、就業規則の作成義務がない常時 10 人以上の労働者を使用しない事業者にあっては、労働者の数が分かる書類を提出すること。
- (5) 競争参加資格に関する誓約書（別紙 6）
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 7）及び添付書類
- (7) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙 10）※紙入札の場合

2 提出部数 各 1 部

3 提出期限 平成 30 年 2 月 26 日（月）17 時 00 分（時間厳守）

参考様式

障害者の雇用状況に関する報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る入札に参加するに当たり、平成29年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福島労働局総務部長 殿

A 事 業 主	(ふりがな) 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法人にあっては 名称及び代表者 の氏名</div>	( ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記名押印又は署名</div>	住所 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法人にあっては 主たる事務所の 所在地</div>	〒 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(Tel - - - - -)</div>
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	
	(ロ) 短時間労働者の数		人	
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ)+(ロ)×0.5)		人	
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数		人	
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人	
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数		人	
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人	
	(リ) 身体障害者の数 ((ホ)×2+(ヘ)+(ト)+(チ)×0.5)		人	
	(ヌ) 重度知的障害者の数		人	
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人	
	(ヲ) 重度知的障害者である短時間労働者の数		人	
	(ワ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		人	
(カ) 知的障害者の数 ((ヌ)×2+(ル)+(ヲ)+(ワ)×0.5)		人		
(ヨ) 精神障害者の数		人		
(タ) 精神障害者である短時間労働者の数		人		
(レ) 精神障害者の数 ((ヨ)+(タ)×0.5)		人		
③ 計 2の(リ)+2の(カ)+2の(レ)				人
④ 実雇用率(③/①の(ニ)×100)				%

## 別紙 6

### 競争参加資格に関する誓約書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る入札に参加するに当たり、以下の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合には速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 条）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- (1) 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
  - (2) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（提案書類提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）。
  - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
  - (4) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
  - (5) 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の厚生労働省法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
    - (1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
    - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
    - (3) 技術審査委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者が属する事業者でないこと。

- 6 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
- (1) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がない団体である。
- (2) 次に掲げる資本関係にある団体が、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がないこと。
- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
  - ② 親会社等（アからウまでに該当する者
    - ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
    - イ 参加者（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
    - ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

印

## 別紙7

### 暴力団等に該当しない旨の誓約書

( 私 ／ 当社 ) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。 また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日 住所（又は所在地）

社名又は代表者名

印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業  
における評価項目及びその評価基準について

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 入札に係る技術等が入札の公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300 点

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{価格点:100 点} \\ \text{技術点:200 点} \end{array} \right. \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{価格と同等に評価できない項目 100 点(評価項目※1)} \\ \text{価格と同等に評価できる項目 100 点(評価項目※2)} \end{array} \right.$$

(価格点：技術点=1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 100 点

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、0点となっている項目が1項目でもあれば不合格とし、要求要件以上の部分については、評価に応じ得点を与える。

ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

オ 創造性、新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。

カ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、別紙「評価基準」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、委員のうち1名でも0点とした場合は、技術点の算出を行わない。

（4）価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

## 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る企画技術審査用紙

### 評価基準

(価格点：技術点=1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

#### I 価格点

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}$$

#### II 技術点

評価項目	評価基準	配点					必須	
		A	B	C	D	E		
①事業の目的・事業計画	・当事業の目的を理解し、妥当な事業計画となっているか A目的を理解し、妥当な事業計画となっていて、非常に期待ができる B目的を理解し、妥当な事業計画となっていて、期待ができる C目的を理解し、妥当な事業計画となっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0	○	※1
②事業実施体制	・連絡用拠点の設置及び事業実施体制（キャリアコンサルタントの配置、巡回）は適切なものになっているか A適切な提案となっていて、非常に期待ができる B適切な提案となっていて、期待ができる C適切な提案となっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0	○	※2
③ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの説明内容、実施方法）	・ジョブ・カードに関するセミナーの説明内容、実施方法は有用なものとなっているか A有用なものとなっていて、非常に期待ができる B有用なものとなっていて、期待ができる C有用なものとなっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0		※1
④ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの実施計画）	・ジョブ・カードに関するセミナーの実施計画は問題ないか（公的職業訓練の応募時期を考慮して、各安定所において、月1回又は2回程度） A問題ない提案となっていて、非常に期待ができる B問題ない提案となっていて、期待ができる C問題ない提案となっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0		※2
⑤ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナー参加者のジョブカード作成支援業務への誘導）	・セミナー参加者のジョブカード作成支援業務への誘導について創意工夫がなされているか A創意工夫がなされていて、非常に期待ができる B創意工夫がなされていて、期待ができる C創意工夫がなされていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0		※1
⑥ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの説明資料を含む広報用資料、活用方法）	・セミナーの説明資料を含む広報用資料、活用方法は有用なものとなっているか A有用なものとなっていて、非常に期待ができる B有用のものとなっていて、期待ができる C有用のものとなっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0	○	※1
⑦ジョブ・カードの作成支援業務について（キャリアコンサルタント資格、経験等）	・配置する（配置する予定）のキャリアコンサルタントの保有する資格、経験、実務経験等は、十分なものか A十分な体制となっていて、非常に期待ができる B十分な体制となっていて、期待ができる C十分な体制となっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	20	14	10	6	0	○	※2
⑧ジョブ・カードの作成支援業務について（作成支援業務の実施方法）	・ジョブ・カードの作成支援業務の実施については適切なものになっているか A適切なものになっていて、非常に期待ができる B適切なものになっていて、期待ができる C適切なものになっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0		※1
⑨ジョブ・カードの作成支援業務について（ジョブ・カード制度総合サイトの適切な活用）	・窓口でジョブ・カード制度総合サイトを適切に活用できる機器等設備、体制になっているか A適切なものとなっていて、非常に期待ができる B適切なものとなっていて、期待ができる C適切なものとなっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0		※2
⑩ジョブ・カードの活用効果の分析業務（業務の実施計画、実施方法）	・ジョブ・カードの活用効果の分析業務の実施計画、実施方法については適切なものになっているか A適切なものになっていて、非常に期待ができる B適切なものになっていて、期待ができる C適切なものになっていて、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	20	14	10	6	0		※1
⑪個人情報等の管理	・個人情報等の情報管理体制が具体的に示されているか A具体的に示されており、非常に期待ができる B具体的に示されており、期待ができる C具体的に示されており、やや期待ができる D特段問題はない E期待できない	10	7	5	3	0	○	※2

⑫苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に係る苦情が発生した場合の処理体制及び処理に要する時間は適切なものになっているか</li> </ul> <p>A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる      B 適切なものとなっていて、期待ができる      C 適切なものとなっていて、やや期待ができる      D 特段問題はない      E 期待できない</p>	10	7	5	3	0	※2
⑬事業を円滑に進めるための提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を円滑に進めることについて、有効な提案がされているか</li> </ul> <p>A 有効な提案がされていて、非常に期待ができる      B 有効な提案がされていて、期待ができる      C 有効な提案がされていて、やや期待ができる      D 特段問題はない      E 期待できない</p>	20	14	10	6	0	※1
⑭キャリアコンサルタントの研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効果を高めるため、事業を担当するキャリアコンサルタントの質の維持、向上のための研修等が実施されているか。</li> </ul> <p>A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる      B 適切なものとなっていて、期待ができる      C 適切なものとなっていて、やや期待ができる      D 特段問題はない      E 期待できない</p>	10	7	5	3	0	※2
⑮キャリアコンサルティングに関する実績が豊富な事業者であるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアコンサルティングに関する実績が豊富であるか</li> </ul> <p>A 実績が豊富であり、非常に期待ができる      B 実績が豊富であり、期待ができる      C 実績が豊富であり、やや期待ができる      D 特段問題はない      E 期待できない</p>	20	14	10	6	0	※2
⑯ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組を実行している事業者であるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組として、次のいずれかの認定(*1)を受けているか</li> </ul> <p>A「えるぼし認定（3段階目）」      B「えるぼし認定（2段階目）」、「プラチナくるみん認定」、「ユースエール認定」      C「えるぼし認定（1段階目）」、「くるみん認定（新基準）」      D「くるみん認定（旧基準）」、行動計画(*2)を策定している。      Eいずれの取組も行っていない。</p> <p>*1 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>*2 女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、労働局に届出を行った企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）</p> <p>（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う）</p>	10	8	6	4	0	※1

(注) 必須とする項目は必須欄に丸印のついた項目とし、〇点となっている項目が1項目でもあれば不合格となる

※1 創造性、新規性等

100/200

※2 価格と同等に評価できる項目

100/200 ※価格点と同配分

合計

200/200

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書  
技術審査委員会設置要綱

1 目的

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の総合評価落札方式を実施するにあたり、次のとおり「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、応札者の提案を総合評価基準に照らし、厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果、落札者としてふさわしい提案を行った応札者を契約担当官等に報告する。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

- 委員長  
外部有識者
- 副委員長  
福島労働局職員
- 委員  
外部有識者

3 委員会の事務局

委員会の円滑な運営に資するため、福島労働局職業安定部内に事務局を設置する。

4 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業  
に係る提案書作成上の留意点

- 1 提案書には企画案の他添付書類として以下の書類を添付する。
  - (1) 本事業実施の体制整備に係るスケジュール
  - (2) 本事業における連絡用の拠点の体制等（拠点の所在地、事務局体制、配置・巡回（予定）するキャリアコンサルタントの確保形態（雇用又は委嘱）、人数（常勤数・非常勤数）等）
  - (3) 配置・巡回する（予定の）キャリアコンサルタントの保有する資格、経歴、実務経験等の実績
  - (4) 個人情報等の管理に関する体制又は規程（プライバシーマークを取得していれば、プライバシーマーク登録証の写しを提出すること）
  - (5) 相談者から苦情が発生した場合の処理体制及び処理に要する時間（目安）
  - (6) 自己の機関に関する概要説明書（官公庁事業の受託実績やキャリアコンサルティングに関する実績があれば記載すること）
  - (7) ワーク・ライフ・バランスの評価の対象とする認定等を証する書類として、次の書類がある場合にはその写し（WTOの政府調達に関する協定に係る調達に参加する外国企業については、当該認定の要件に相当する基準その他実施要領で定める基準を満たしていることを確認（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認）できる書類の写し）
    - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書  
※労働時間の基準を満たすものに限る。
    - ② 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（旧くるみん認定、新くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
    - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
    - ④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- 2 企画案には仕様書にある本事業の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込む。
  - (1) 本事業を実施するための実施手順、方法（予約受付、巡回、相談、個人

情報を移送・保管する際の手順等)

(2) 本事業を円滑に進めるための提案

(3) 本事業の効果を高めるために考えられること。具体的に次に示す取組等を明記すること。

- ・専門実践教育訓練、雇用型訓練、公的職業訓練の各制度及び関係する各種給付制度について理解を深めるための取組
- ・専門実践教育訓練、雇用型訓練、公的職業訓練の関係職種の就業状況について理解を深めるための取組
- ・配置・巡回するキャリアコンサルタントの質的向上を図るための取組  
(研修の実施、ケース会議の設定、職業能力開発施設の見学等)

### 3 その他

(1) 提案書はA4用紙縦置き横書きで文字サイズは10ポイント以上、枚数は10枚以上15枚以下(表紙、目次及び入札説明書本文3(2)の添付書類を除く)とすること。ただし、図表その他の関係で前記によることができない場合は、A4用紙を用いるが、文字サイズは自由とする。また、詳細事項などを記載しきれない場合にのみ「別紙」により説明すること。この場合、提案書本体に基本的な事項を記載した上で、「詳細は別紙1を参照」等と記載し、当該別紙の右上に「別紙1」等と記載すること(別紙も枚数にカウントする)。

提案書を含む全ての提出書類はA4用紙とし、片面または両面表記(企画書を両面表記した場合は2枚とカウントする)のいずれかに統一すること。

- (2) 提案書は、一者につき、一企画とすること。
- (3) 提案書等の作成等に要する費用は、受託希望者が負担するものとすること。
- (4) 提出された提案書等は返却しないものとすること。
- (5) 提案書等の提出から、契約の手続きにおける全ての過程において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限るものとすること。

別紙 10

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福島労働局総務部長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印

#### 電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」

2 電子入札システムでの参加ができない理由

- 電子入札への移行を検討中である
- 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため